

ボルタリス『民法典序論』研究の手引き——その3(完)

慶應義塾大学名誉教授・弁護士 金山 直樹

執筆の順番が、また回ってきた。続けての登場で、内容に不満を覚える読者には申し訳ないが、とにかく今回で「完」なので、ご容赦願いたい。

今回紹介するのは、民法典制定の直後に刊行された概説書である。民法典の〈原意〉を伝えるのみならず、旧法および新法との相違点を叙述するものが多いので、我々に益するところが大きい。

(3) 民法の概説書

- ⑩ Jacques DE MALEVILLE, *Analyse raisonnée de la discussion du Code civil au Conseil d'État*, 4 vols, Paris, an XIV - 1805
- ⑪ André-Romain BOUSQUET, *Explication du Code civil, d'après les motifs exprimés dans les discours prononcés par les orateurs du gouvernement et du Tribunat, avec la solution des questions tant de droit que de forme, qui peuvent naître du texte des articles*, 5 vols, t. 1, Montpellier, s.d. [1804]; t. 2-5, Avignon, 1805 (an XIII) -1806
- ⑫ P. N RIFFÉ-CAUBRAY et J. B DELAPORTE, *Les pandectes françaises, ou Recueil complet de toutes les lois en vigueur*, Code civil, 15 vols, an 1803-1806
- ⑬ J. B. [Jean-Baptiste François] DELAPORTE, *Les pandectes françaises, ou commentaires raisonnés sur les Codes Napoléons, de procédure civile,.. 2^e éd.*, 7 vols, 1812-1817 [手許にあるのは t. 4 (1813) まで]
- ⑭ [Claude Étienne] DELVIN COURT, *Cours de code Napoléon*, 2 vols, Paris, 1813
- ⑮ C. B. M. [Charles Bonaventure Marie] TOULLIER, *Le droit civil français, suivant l'ordre du Code : Ouvrage dans lequel on a taché de réunir la théorie à la pratique*, 11 vols., 1811-1823

⑩は国務院で修正または新設された条文につき、審議の様子を伝えてくれる。⑪は書名の通り、起草理由書を踏まえて民法の条文を説明するものであり、極めて詳細な索引が目を惹く。⑫はローマ法を説明した上で民法の規定を位置づけるが、ローマ法の説明部分が詳細に過ぎる観がある。この点を改めた⑬は、民法典に比重を移しており、⑫よりもバランスが良い。なお、⑪は1巻において、⑫は3～4巻において、最終的に公布された民法典と条文番号がずれている部分がある。その理由は、また機会があれば……。

⑭および⑮は初期概説書の定番である。これらによって、民法典の原意がいかに関釈され、またどこに欠缺があると考えられたのかが明らかになる。それぞれ多くの版を重ねているが、『民法典序論』との関係では、王政復古によって離婚規定が削除される前の版を参照すべきである。数ある版の中から、⑭⑮を選んだゆえんである。

先日、ようやく翻訳原稿を出版社に渡すことができた。大学院授業での『民法典序論』の講読開始から、すでに10年。正直に告白すると、作業を進めれば進める程、フランス語と日本語の力不足を痛感せざるを得なかった。だからこそ、いつでも相談に乗ってくれた野上博義と石井三記の両氏、そして、個人教師のごとき援助を賜った Jean-Louis Halpérin 氏と鷺見洋一名誉教授には、心からの感謝を捧げたい。